

第3節 練馬区災害対策本部体制

第1款 練馬区災害対策本部の設置【統括部、防災関係機関】

1 設置基準

練馬区の区域において、①災害が発生した場合、②発生する恐れがある場合、③警戒宣言が発せられた場合で、防災の推進を図るため非常配備態勢を発令する必要があると認めたときに、区長は災対本部を設置することができます。

災対本部は、区長の指示により設置します。

2 所掌事務

災対本部は、次に掲げる災害予防および災害応急対策についての事務を行います。（災対法第23条の2）

- (1) 練馬区の区域に係る災害に関する情報を収集すること。
- (2) 練馬区の区域に係る災害予防および災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、ならびに当該方針に沿って災害予防および災害応急対策を実施すること。

この場合において災対本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関および関係指定地方公共機関との連携の確保に努めます。

また、災対本部に設置する本部長室は、次に掲げる事項について本部の方針を審議し決定します。（災対本部施行規則第2条）

- ① 本部の非常配備態勢および廃止に関すること。
- ② 避難の勧告または指示に関すること。
- ③ 応急対策の決定および実施に関すること。
- ④ 他の区市町村との相互応援に関すること。
- ⑤ 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- ⑥ 公用令書による公用負担に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

3 災害対策本部長

災害対策本部長は、区長とします。

4 災害対策副本部長

災対副本部長（以下「災対副本部長」という。）は、副区長、教育長とします。

災対副本部長は、災対本部長による指揮・監督が困難な場合に、災対本部長の職務を代理します。その場合の順位は、次のとおりとします。

- (1) 副区長（担任副区長を第一優先とする。）
- (2) 教育長

5 災害対策本部員

災対本部員は、練馬区組織規則（昭和48年12月練馬区規則第33号）第3条に規定する部長および室長、練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する部長、ならびに会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長および議会事務局長、練馬区技監設置規程（平成24年3月練馬区訓令第5号）第2条に規定する技監とします。

また、災対本部長は、必要があると認めるときは、区に勤務する職員のうちから災対本部員を指名することができます。

6 災害対策本部の設置の通知

危機管理室長は、災対本部の設置を他の災対本部員、都知事および防災機関の長または代表者に通知します。

7 災害対策本部の表示の掲出

災対本部が設置された場合は、練馬区災害対策本部室（本庁舎7階）または他の適切な場所に「練馬区災害対策本部」の看板を掲出します。

8 本部派遣員

本部派遣員は、東京都、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関および消防団の職員のうちから災対本部長が指名する職員です。（災対本部条例施行規則第6条）

区は、災害時にこれら関係機関と協力して災害対応を実施する必要があります。そのため、日頃からの合同訓練や意見交換の実施など、連携強化に努めます。

9 防災コーディネーター（警察署）

警視庁は、練馬区および東京消防庁等、防災関係機関との連携を図り、災害時における円滑な初動体制等を構築するため、練馬区を管轄する警察署から必要により防災コーディネーターを派遣します。

(1) 目的

平常時から、防災関係機関との連携態勢の構築に努めるとともに、発災時における救出・救助に関する連絡調整等の強化を図り、災害発生時の万全を期することを目的としています。

(2) 運用体制

発災時には、各警察署に参集し警察活動等の情報を集約し、警察署

長の直轄員として必要により区に派遣し、関係機関との連絡調整員として活動します。

(3) 発災時の役割

① 連絡調整

災対本部において、関係機関の活動状況を集約し、各機関の救出・救助に必要な被災情報、活動情報など、災害警備活動に必要な連絡調整を図り、関係機関の活動が輻輳しないよう調整を図ります。

② 情報提供

各関係機関の活動状況を提供し区内の被災状況、交通状況等、災害対応に必要な情報の提供を図ります。

③ 情報共有

区災害対策本部会議等へ出席し、各警察署からの被災状況等、把握した情報を提供します。また、会議で得た情報を各警察署に伝達し、必要な対策が速やかに行われるよう情報の共有化を図ります。

第2款 災害対策本部に設置する会議体【統括部】

災対本部では、次の会議体を設置します。

1 災害対策会議

区の災害対策の方針を決定するため、災害対策会議を開催します。

(1) 構成

①	本部長（区長）
②	副本部長（副区長、教育長）
③	本部員（技監、各部長）
④	幹事 （広聴広報課長、秘書課長、企画課長、財政課長、総務課長、職員課長、危機管理室の課長）

(2) 所掌事項（災対本部施行規則第2条）

①	本部の非常配備態勢および廃止に関する事
②	避難の勧告または指示に関する事
③	応急対策の決定・執行に関する事
④	他の区市町村との相互応援に関する事
⑤	都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関する事
⑥	公用令書による公用負担に関する事
⑦	その他の重要な災害対策に関する事

- (3) 開催場所
庁議室（本庁舎5階）

2 災害対策特別会議

区の災害対策の方針を早急に決定する必要があり、災害対策会議の構成員を招集する時間的な余裕がない場合は災害対策特別会議を開催します。

(1) 構成

①	本部長（区長）
②	副本部長（副区長、教育長）
③	本部員のうち、技監および次の部長 （区長室長、企画部長、総務部長、危機管理室長）

- (2) 所掌事項
災害対策会議の所掌事項と同様
- (3) 開催場所
庁議室（本庁舎5階）

第3款 応急活動【災对各部】

1 応急対策期の職員配備

初動活動期は、地震直後に参集した職員によって災对本部機能を維持しますが、職員の参集状況により機能強化を図ります。

その後は、被害状況や災害の状況を的確に把握した上で、「練馬区非常時優先業務実施方針（地震編）」に基づき、参集した職員を重点対策部門等に適切に配置し、応急態勢を確立します。

2 業務継続

災害が起きた時、区の業務は「継続の必要性」という観点から大きく3つに分かれます。

- | |
|---|
| (1) 優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務） |
| (2) 主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」 |
| (3) 主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの |

応急対策期においては、真に継続が必要な業務以外は一旦停止し、区民の活動に対する支援、区民の救出・救護に関わる業務を最優先とします。

3 災害対策に従事する職員のローテーション

災害対応が長期化する大規模災害の場合、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションを組み、業務を行うことが重要です。

職員のローテーションについては、区の基本方針を示し、職務内容を考慮して決定します。

第4款 災害対策本部の組織【災対各部】

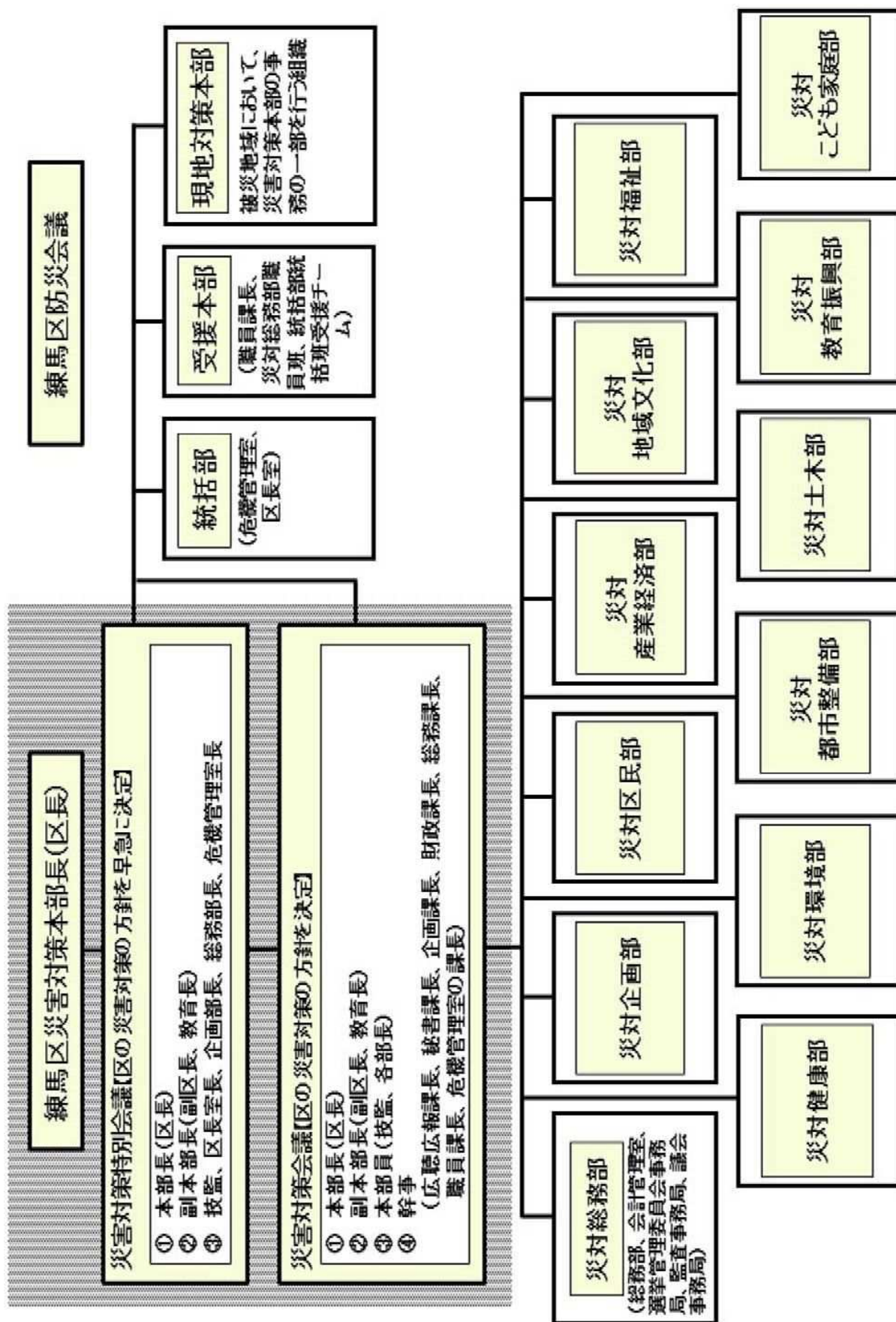
1 災害対策各部の業務内容における共通事項

- (1) 部外との連絡調整に関すること。
- (2) 所管施設の復旧および所管業務の遂行に関すること。
- (3) 所管業務に関連した災害対策に関すること。
- (4) 防災センターに連絡要員を派遣し、各部との調整を行わせること。
所属職員の活動状況に関すること。

2 災害対策各部の名称

災対各部の名称は、誰にとっても分かりやすいものとするため、統括部を除き「災害対策＋平常時の部の名称」とします。

3 災害対策本部の組織図



4 災害対策各部の専管事項（令和2年4月現在）

（＜ ＞内は担当部長名、◎は班長）

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
統括部 ＜危機管理 室長＞	危機管 理室 区長室 職員 で編成	統括班	◎危機管理課長 防災計画課長 区民防災課長	本部活動の総合統制および災害対 策本部長室等の運営 防災センターの運営 区内の被害状況の把握
		広報班	◎広聴広報課長	災害広報 区民からの問い合わせ・相談対応 報道機関等の対応
		秘書班	◎秘書課長	災对本部長・災対副本部長（副区長） の秘書
災害対策 総務部 ＜総務部長＞	総務部 人事戦 略担当 部 施設管 理担当 部 会計管 理室 選挙管理 委員会 事務局 監査 事務局 議会 事務局 職員で 編成	総務班	◎総務課長 文書法務課長 情報公開課長	災対各部間の調整 部内統制 区施設（教育施設を除く）の 被害状況の把握 区役所庁舎機能の維持・保全
		職員班	◎職員課長 人材育成課長	職員の動員調整 職員の配置・服務状況把握 職員への配給 執務環境の整備 受援に関する全体調整
		調達班	◎経理用地課長 国際・都市交 流課長 人権・男女 共同参画課長	車両・資器材・食料等の調達 義援品の受入・管理
		施設管 理班	◎施設管理課長 施設整備課長	区立施設の応急整備・営繕 部内他班の応援
		情報提 供班	◎選管事務局長	避難者等の誘導
		救護班	◎監査事務局長	救急用品設置所の開設
		出納班	◎会計管理室長	応急対策経費の収支 義援金の受入・管理 部内他班の応援
		議会班	◎議会事務局次 長	区議会対応 部内他班の応援

I 防災共通編 第2部責務と体制
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策 企画部 〈企画部長〉	企画部 区政改 革担当 部 職員で 編成	庶務班	◎企画課長 区政改革担当課長	部内統括 部内他班の応援
		財政班	◎財政課長	災害対策予算の編成
		情報シ ステム 班	◎情報政策課長	情報システムの状況把握、復旧およ び運営 中村北分館建物・設備の維持および 保全
災害対策 区民部 〈区民部長〉	区民部 職員で 編成	庶務班	◎戸籍住民課長 区民事務所担当課長	所管施設の被害状況の把握 り災証明書の発行 死亡届の受理、火葬許可証の交付 他部の応援
		支援班	◎税務課長 収納課長 国保年金課長	他部の応援
災害対策 産業経済 部 〈産業経済 部長〉	産業経 済部 都市農 業担当 部職員 で編成	生活班	◎経済課長 商工観光課長 都市農業課長	所管施設の被害状況の把握 営農指導 他部の応援
災害対策 地域文化 部 〈地域文化 部長〉	地域文 化部職 員で編成	第二生活 班	◎地域振興課長 協働推進課長 オリンピック・パラ リンピック担当課 長 文化・生涯学習課長 スポーツ振興課長	所管施設の被害状況の把握 遺体安置所の設営 ボランティアの受入れ・配置（外国 人に関する活動に従事する者のみ） 他部の応援
災害対策 福祉部 〈福祉部長〉	福祉部 高齢施 策担当 部職員 で編成	庶務班	◎管理課長	福祉部における災害対策活動の統 括、情報集約 避難行動要支援者の安否確認等支 援活動の指示・調整 福祉避難所の開設要請・受入の指示 ボランティアの受入れ支援 協定団体等への受援要請・調整

I 防災共通編 第2部責務と体制
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		高齢者班	◎高齢社会対策課長 高齢者支援課長 介護保険課長	福祉避難所の開設と運営支援 施設の被害状況調査
		障害者班	◎障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長	
		支援班	◎生活福祉課長 練馬総合福祉事務所長 光が丘総合福祉事務所長 石神井総合福祉事務所長 大泉総合福祉事務所長	被害甚大地域を優先した安否確認 生活保護世帯の安否確認 ひとり暮らし高齢者等の安否確認 介護・障害福祉サービス事業者からの報告とりまとめ 生活資金等の貸付 義援金の配付 被災者生活再建支援金申請書の受付
災害対策 健康部 〈健康部長〉	健康部 保健所 地域医療担当部 職員で編成	庶務班	◎健康推進課長	医療救護活動の統括 各部との連絡調整 所管施設の被害状況の把握 派遣医療チーム等の受入調整 ボランティアの受入れ・配置（医療活動に従事する者のみ）
		救護班	◎地域医療課長 医療環境整備課長	医療救護所（10か所）開設・運営の支援 医療救護班等の活動支援 避難拠点等への医療提供の要請 災害医療コーディネーターの補助
		衛生班	◎生活衛生課長	食品衛生監視・環境衛生監視 動物保護 医薬品確保の連絡調整
		予防班	◎保健予防課長	医療機関からの情報収集等連絡調整 専門医療の連絡調整 感染症予防 難病等による在宅人工呼吸器使用者の情報収集

I 防災共通編 第2部責務と体制
第2章災害対策体制

災害各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		保健班	◎豊玉保健相談所長 北保健相談所長 光が丘保健相談所長 石神井保健相談所長 大泉保健相談所長 関保健相談所長	医療救護所要員の派遣 医療救護活動や地域活動拠点の運営補助 避難拠点等の相談支援（感染症予防・精神保健相談・保健相談・栄養相談・歯科相談等） 難病等による在宅人工呼吸器使用者の支援
災害対策 環境部 〈環境部長〉	環境部 職員で 編成	庶務班	◎環境課長	所管施設の被害状況の把握 部内の連絡調整等 電気自動車の緊急電源活用
		清掃班	◎清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長 石神井清掃事務所長	災害廃棄物の処理 し尿の処理 がれきの処理 被災地の環境維持
		支援班	◎みどり推進課長	所管施設の被害状況の把握 部内他班の応援
災害対策 都市整備 部 〈都市整備 部長〉	都市整 備部職 員で編成	庶務班	◎都市計画課長 交通企画課長	各部、部内の連絡調整等 所管施設の被害状況の把握 住家被害認定調査
		復興班	◎東部地域まち づくり課長 西部地域まち づくり課長 新宿線・外環 沿線まちづく り課長 大江戸線延伸 推進課長 防災まちづく り課長	復興計画策定および統括 部内他班の応援 所管施設の被害状況の把握
		住宅班	◎住宅課長	所管施設の被害状況の把握 被災者用住宅の確保および情報提供 応急仮設住宅の建設促進 被災住宅の応急修理

I 防災共通編 第2部責務と体制
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		危険度判定班	◎建築課長 開発調整課長 建築審査課長	被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定 ボランティアの受入れ・配置（応急危険度判定に従事する者のみ）
災害対策 土木部 〈土木部長〉	土木部 職員で 編成	庶務班	◎管理課長 道路公園課長 維持保全担当課長 交通安全課長	所管施設の被害状況の把握 各部との連絡調整
		東部土木復旧班	◎計画課長	道路・橋梁・河川・公共溝渠・公園の被災調査および応急復旧工事 道路障害物の除去 がれきの処理
		西部土木復旧班	◎特定道路課長	土石・竹木等の除去
災害対策 教育振興部 〈教育振興部長〉	教育振興部職員で 編成	統括班	◎教育総務課長 教育施策課長 学校施設課長 保健給食課長 光が丘図書館長	教育委員会事務局内における指示伝達および災対本部等関係機関との連絡調整 教育委員会所管施設の被害状況の把握 避難拠点運営支援 学校再開に向けた調整
		学校再開班	◎学務課長 教育指導課長 学校教育支援センター所長 副参事（教育政策特命担当）	生徒・児童・園児および教職員の安否確認 応急教育（教材・学用品、教育者の確保） 転校手続き等の実施 児童・生徒・園児の状況把握（心的ストレス等） 通学路の点検状況の把握 授業計画の策定 心のケアの実施

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策 こども家庭部 <こども家庭部長>	こども家庭部職員 で編成	子ども班	◎子育て支援課長 こども施策企画課長 保育課長 保育計画調整課長 青少年課長 練馬子ども家庭支援センター所長	所管施設の被害状況の把握 乳児・幼児・児童等の保護 応急保育 他部の応援

第5款 災害対策本部の縮小と廃止

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対策の完了に伴い、復興本部への引継ぎ、もしくは通常業務への移行を行います。

1 災害対策本部の縮小【統括部】

災対本部長の役割は、次のとおりです。

- (1) 二次災害発生のおそれ減少し、事態が安定に向かったと判断したときは、災害対策会議の審議を得て、災対本部を縮小します。
- (2) 非常配備態勢を低次のものに移行させる等、平常業務の比重を大きくします。

2 災害対策本部の廃止【統括部】

災対本部長の役割は、次のとおりです。

- (1) 区の区域において災害が発生する恐れが解消したと認めたとき、または、災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策会議の審議を経て、災対本部を廃止します。
- (2) 職員の非常配備態勢を解除します。

危機管理室長の役割は、次のとおりです。

- (1) 災対本部の廃止を、他の本部員、都知事および防災機関の長に通知します。
- (2) 練馬区災害対策本部室（防災センター）等に掲出している「練馬区災害対策本部」の掲示を撤去します。